

＜住宅改修における申請の流れ＞

介護支援専門員 (ケアマネジャー) 等に相談 ↓	担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)等に相談する。 ※申請時に必要な「住宅改修が必要な理由書」を作成できる者は有資格者に限られます。 【住宅改修が必要な理由書を作成できる者】 介護支援専門員・指定介護予防支援事業所の担当職員・理学療法士・作業療法士・保健師・看護師・福祉住環境コーディネーター2級以上合格者
工事見積り・ 業者決定 ↓	施工業者に見積りを依頼する。 (複数の施工業者に見積り依頼し、比較・検討後に決定することをお勧めします。)
事前申請 ↓	提出書類を添えて、市に事前申請をする。 <提出書類> ①介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修事前申請書 ②住宅改修理由書(P1,P2) ③工事費見積書(内訳書) ④撮影日が入った住宅改修予定箇所の写真及び改修後の状態を記した撮影日入りの写真 ⑤平面図やカタログ等 *住宅改修の承諾書(当該住宅の所有者が被保険者でない場合) *介護保険住宅改修費受領委任払い承認申請書(兼)委任状(受領委任払いを希望する場合)
承認 ↓	「住宅改修事前申請承認通知」を被保険者宛に送付する。 ※「介護保険住宅改修費受領委任払い承認申請書(兼)委任状」の提出があった方へは、「介護保険住宅改修費・福祉用具購入費受領委任払い決定のお知らせ」を被保険者宛に送付し、事業者へは、「介護保険住宅改修費・福祉用具購入費受領委任払い通知書」を送付します。
施工・完成 ↓	事前申請の承認を受けて着工する。 <u>※やむを得ず工事内容の変更が必要となる場合は、着工前に介護保険課へ必ずご相談ください。事前に連絡がない場合、支給対象外となる場合があります。</u> ※事前承認後の変更について 住宅改修は事前申請制であるため、 <u>無断で改修内容の変更を行うことは原則認められません。</u> 住宅改修業者が改修を行う際に、利用者・家族から取り付け位置の変更等を希望されたとしても、 <u>安易に事前申請の内容と異なる改修を行ってしまうと介護保険支給の対象外となってしまう場合があります。</u> そのような場合には、必ず事前に介護保険課までお問い合わせください。 なお、見積もり段階では予測し得なかった事情(取り付け箇所の強度不足等)により改修内容の変更が生じた場合も、改修前に介護保険課まで必ずお問い合わせください。 ※事前承認後、着工を取りやめた場合 何らかの理由で、着工を取りやめた場合は、介護保険課へ連絡をお願いします。

支給申請(※1)	施工後、提出書類を揃えて市に支給申請をする。 〈提出書類〉 ①介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書 ②住宅改修に要した費用に係る領収証(原本) ③改修前と工事完了後の住宅改修箇所の撮影日入り写真 *工事費内訳書について 事前申請時から変更がある場合のみ添付が必要
審査・支給	住宅改修内容を審査して支給額決定後、被保険者に「介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修支給決定通知」を送付し、指定口座に振り込みます(原則支給申請を受領した月の翌月末)。